

感推第 248 号
令和 4 年 5 月 16 日

一般社団法人岐阜県医師会長 }
一般社団法人岐阜県病院協会会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、当県では、宿泊療養又は自宅療養の期間を証明する書類として、別添の療養証明書を用い県で一括して発行しております。療養証明書の発行申請書類については、日本語のほか、英語、タガログ語、ポルトガル語のものを準備しており、下記のサイトで手続きと合わせてお知らせしているところです。

つきましては、患者の皆様へ療養証明についての御案内をする際の参考として、県で発行する療養証明書及びその発行手続き等について、貴会会員へ周知いただきますよう御配慮願います。

記

県ホームページ<新型コロナウイルス感染症の療養に関する書類について>
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/182986.html>

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
感染症対策第一係
担当：鈴木
TEL 058-272-1111（内線 3352）
FAX 058-278-2624



※見本

療養証明書（新型コロナウイルス感染症）

1. 氏名	清流 太郎	男	生年月日	昭和〇年〇月〇日
2. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症			
3. 陽性判明日	令和〇年〇月〇日			
4. 療養期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日			
うち 宿泊療養	（ ホテル〇〇 ）	令和〇年〇月〇日		~ 令和〇年〇月〇日
	（ ）			~
療養期間のうち「宿泊療養」以外の期間は、「自宅療養」又は「入院」の期間です。この「自宅療養」の自宅には、居所や社会福祉施設等を含みます。				
上記のとおり証明します。		証明日	令和〇年〇月〇日	
所在地	岐阜市藪田南2-1-1			
名称	感染症対策推進課			
電話番号	058-272-1111	証明者	感染症対策推進課長	
(見本)				
(黒色の印影を用いています。)				
			(保健所名)	(管理番号)

(※) 宿泊療養および自宅療養とは、以下の①および②に該当する場合をいいます。

①2020年4月2日付の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等に定められている宿泊療養または自宅療養であること。

②感染症法上、入院措置が必要にもかかわらず、医療機関の事情により宿泊療養または自宅療養していること。

(※) 入院については、利用した医療機関にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ※お電話が混みあってつながりにくい場合がございます。あらかじめご了承ください。

○陽性判明日や療養期間についての疑問は

「岐阜市内」にお住まいの方は、岐阜市保健所 感染症対策課へお問い合わせください。

電話番号：058-252-0615

「岐阜市外」にお住まいの方は、岐阜県庁 感染症対策推進課（療養証明チーム）へお問い合わせください。

電話番号：058-272-1111（内線4769・4825）

○証明書の発行やその他の疑問は

岐阜県庁 感染症対策推進課（療養証明チーム）へお問い合わせください。

電話番号：058-272-1111（内線4769・4825）